

高松市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき市道の供用を次のように開始するので、同項の規定に基づき公示します。

なお、その関係図面は、高松市都市整備局道路管理課において、一般の縦覧に供します。

令和8年4月1日

高松市長 大西秀人

1 路線名及び供用開始の区間

路線番号	路線名	区間
X1509	石ヶ鼻グリーンライフ 団地内1号線	高松市国分寺町福家甲495番36地先から 高松市国分寺町福家甲495番73地先まで

2 供用開始期日 令和8年4月1日

3 縦覧期間 令和8年4月1日から

同月15日まで（市の休日を除く。）

4 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

路線の位置図

